

(案)

森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 請 負 契 約 書

- 1 事 業 名

森林環境保全整備事業(育成受光伐 南木曽3下山沢 複数年)
- 2 事 業 場 所

長野県木曽郡南木曽町 南木曽国有林402い林小班ほか
- 3 請 負 予 定 数 量

別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事 業 期 間

契約締結日の翌日から
令和9年2月26日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請 負 予 定 金 額

—
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 —)
- 6 選 択 条 項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 20 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

1) な し。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曽郡南木曽町読書3650-2
分任支出負担行為担当官
氏名 木曽森林管理署南木曽支署長 中村 栄一

請負者 住所

氏名

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
○	各会計年度における請負 金の支払限度額	令和7 年度 円	第40条第1項
		令和8 年度 円	
○	支払限度額に対応する各 会計年度の出来高予定額	令和7 年度 円	第40条第2項
		令和8 年度 円	
		年度 円	
×	前払金		第41条
×	翌会計年度の前払金相当 額	円	第41条第3項
○	部分払		第42条
×	前払金の支払を受けてい る場合の部分払額の決定	(a)	第42条第2項
		(b)	
○	各会計年度において部分 払を請求できる回数	令和7 年度 9 回	第42条第3項
		令和8 年度 11 回	

事業内訳書

契約名		森林環境保全整備事業(育成受光伐 南木曽3下山沢 複数年)								
国有林名		南木曽							計	
事業別		育成受光伐								
林小班		402い	402ろ	402は	403い	417い	418い	419い	7小班	
伐採方法		定性間伐	定性間伐	定性間伐	定性間伐	定性間伐	定性間伐	定性間伐		
作業面積		8.03ha	0.08ha	1.82ha	11.07ha	26.21ha	23.59ha	16.47ha	87.27ha	
資材内容	林齢	103年	103年	103年	97年	98年	98年	98年		
	伐採率	35%	30%	35%	35%	33%	35%	35%		
	平均樹高	20m	17m	20m	20m	25m	20m	20m		
	平均胸径	30cm	28cm	30cm	30cm	36cm	30cm	30cm		
	本数	1,989本	19本	468本	2,808本	4,368本	5,967本	4,212本	19,831本	
	材積	スギ								
		カラマツ								
		ヒノキ	778.20m³	6.29m³	176.37m³	1,072.81m³	3,270.13m³	2,286.07m³	1,596.09m³	9,185.96m³
		その他N	110.83m³	2.28m³	25.13m³	152.80m³	221.51m³	325.62m³	227.35m³	1,065.52m³
		その他L	230.28m³	0.54m³	52.20m³	317.42m³	603.27m³	676.43m³	472.27m³	2,352.41m³
		合計	1,119.31m³	9.11m³	253.70m³	1,543.03m³	4,094.91m³	3,288.12m³	2,295.71m³	12,603.89m³
生産予定数量	材積	スギ								
		カラマツ								
		ヒノキ	505m³	5m³	120m³	700m³	2,200m³	1,500m³	1,050m³	6,080m³
		その他N	70m³		10m³	100m³	140m³	200m³	150m³	670m³
		その他L	150m³		30m³	180m³	400m³	400m³	290m³	1,450m³
		合計	725m³	5m³	160m³	980m³	2,740m³	2,100m³	1,490m³	8,200m³
事業期間	自 年 月 日	契約締結日の翌日								
	至 年 月 日	令和9年2月26日								
法令	保安林	水源かん養保安林								
	公園法	－								
	その他	－	砂防指定地	－						
		鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)								

山元最終内訳

箇所	数量(m³)
山元	1,750
最終	6,450
計	8,200

最終普通材搬入予定箇所

土場名	数量(m³)
三殿土場	2,200
野尻土場	1,790
システム等最終土場	2,460
計	6,450

素材生産請負事業方法書

1. 数量の確認

(1) 検査場所

(生産完了工程)

山元普通材(山元土場)

最終普通材 (指定した土場)

(部分完了工程)

伐倒面積確定

ただし最終生産での数量は、最終土場からの追い上げ数量とする。

(2) 検査方法

生産完了工程については、発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監督検査要領に基づき行うものとする。

部分完了工程(切り捨て伐倒)がある場合については、発注者の命じた検査職員が面積を確定し造林事業の保育間伐の検査要領に基づき検査を行うものとする。

(3) 追い上げ数量

山元土場からの追い上げ数量は、トラックスケールによる重量計測終了後の素材換算数量とする。(システム協定者により計測)

最終土場からの追い上げ数量は、桟積終了後の数量とする。

2. 作業順序

作業は、請負者が作成し発注者が承認した事業計画書に基づき行う。

また、各種法令制限林については、伐採許可・作業許可等の協議が着手前に必要なため計画的な事業実行に努めること。(各種法令制限林は事業内訳書のとおり。)

3. 採材寸法

木曽ブロック造材採材基準により行うものとする。

4. 山元巻立

人工林のうち、一般製材用としての採材が困難な欠点材(損傷、腐朽、空洞等による打出木)については、パルプ・チップ用として選別し山元に桟積すること。ただし、長級は2mに限定すること。

木曽五木及びイチイ等の銘木については対象外とする。

5. 運搬先の指定

人工林のうち、次に指定する材については、山土場で選別し、指定土場へ運搬すること。

ただし、山土場での選別が特別困難である場合は、監督職員の指示により、指定土場へ運搬するものとする。

※システム協定先へ運搬するもの

・カラマツ

・ツガ、ヒメコマツ、トウヒ、その他針葉樹のうち、末口径14cm～22cmの材

・トチ、ホオノキ、ケヤキ、クリ、ミズメ、ウダイカンバのうち、末口径6cm～18cm以下の材

・上記以外の広葉樹は、末口径6～22cmの材

5. 運搬

(1) 運搬車両

運搬工程を外注(下請負)する場合は、一般貨物自動車輸送事業の免許を有している輸送業者(緑ナンバー)により運搬すること。

(2) 配車

監督職員の指示に従い、各土場運搬予定数量に増減が生じても異議を申し立てないものとする。

(3) その他

林道等の通行にあたっては、状況により敷鉄板を敷設する等、安全運搬を行うこと。

故意又は過失その他請負者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理支署長の指示することに従い、その物件の代金を納付し、その損害を賠償しなければならない。

県道公道を運搬利用する際は、各道路規定に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発生しないよう対策を講じること。それに伴い損害が発生した場合は事業者による修繕を行うものとする。

6. 末木枝条処理

- (1) 末木、枝条の処理は原則先山で処理すること。ただし、全木または全幹集材の場合は造材後に盤台等で整理し先山に分散して還元すること。
- (2) 先山に還元する場合は、沢筋等には放置しないこと。また、歩道等ある場合には歩道上にも放置しないこと。
- (3) 末木又はパルプ材でD材等として利用可能なものについては、監督員の指示により林道付近に整理し集積しておくこと。
- (4) 打ち出し木や末木枝条等の林地残材の転落防止に努めること。

7. 伐倒方法

(1) 定性間伐

ア. 作業方法

・伐倒木の選木方法は、標準地における選木方法を参考にする。

イ. 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意するものとする。

ウ. 伐倒木の処理について

・かかり木となった伐倒木は、必ず外し倒伏させるものとする。

・歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

8. その他

- (1) 最終土場にて造材の仕上がりที่ไม่十分なもの(節高、小口の不整形等)が見られた場合には、最終土場にて手直しをして、監督職員の確認を受けるものとする。
- (2) 歩道については、先山への通道だけではなく、災害発生時は同僚の救助のための道となることから、必ず作設・整備をすること。
また、急傾斜地においては、手すり等をもうけること。
- (3) 盤台付近の滑車、ワイヤー等については、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (4) 燃料等についても、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (5) 集材機周辺についても、整理整頓をすること。
- (6) 上記によりがたい場合は監督職員の指示に従うものとする。

特記仕様書

1. 搬出について

- (1) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木(将来優良木)の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督職員の指示によるものとする。
- (2) 崩壊地周辺の植栽木及び天然樹木は伐倒の対象としないものとする。
また、林地保全及び残存木の保護に努め、搬出支障木等は必要最小限とすること。
- (3) 419い林小班は民有地に隣接しているので、境界の保全、第三者(民有地)への損害が発生しないように留意すること。
- (4) 1級河川及び砂防指定地に隣接等しているため、事業実行にあたり留意すること。
- (5) 本事業の運材については令和9年2月17日の水曜日までに指定土場への搬入を終えること。

2. その他

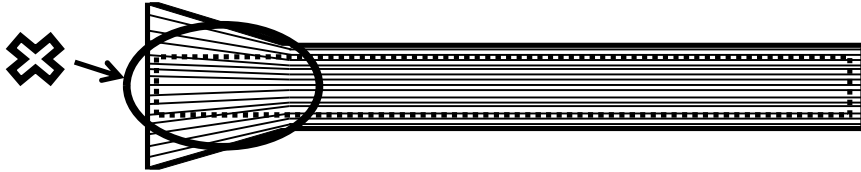
- (1) 水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業実行の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者において汚濁等の対策並びに下流の関係者への説明を遅滞なく講じなければならない。
- (2) 請負者は別紙技術提案について、下線の部分を履行するものとする。
- (3) その他事案については監督職員と協議を行い指示に従うものとする。

特記仕様書(造材)

良質産地において生産される人工林ヒノキについては、鴨居、長押等役物取りを目的とした丸太を次の基準により生産することとする。

1 生産のねらい

- ・役物は目流れがあると評価が下がるため、根張りを外して4m必要となる
- ・欠点のない製品を取るには、元玉が有利であり、中玉より色艶もよい

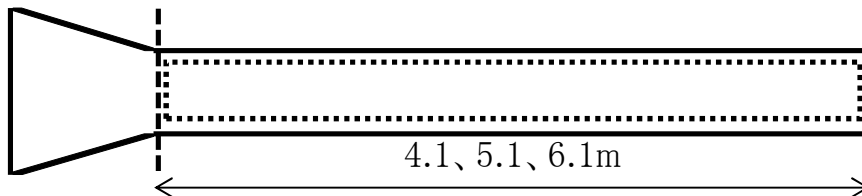


2 役物取り用材の条件

- ・元玉であること
- ・見込まれる最小径級が24cm以上の通直材であること
- ・連続する2材面以上に次の欠点がないこと
 - ①胴打ち②死節③大節④多節
- ・空洞ではないこと
- ・目まわり、アテがないもの

3 採材方法

- ・根張り部分を元玉証明として残し、点線部分から長さを測る



※延寸10cmを含む

特記仕様書（森林作業道作設）

（中部森林管理局標準例）

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。

森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所限定して設置するものとするほか、下記によること。

記

第1 路線計画

1 計画

路線（線形）については、次に配意する。

①車輛系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° （18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° （25%）程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分（岩石）とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山（心土）を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山（心土）等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋設すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

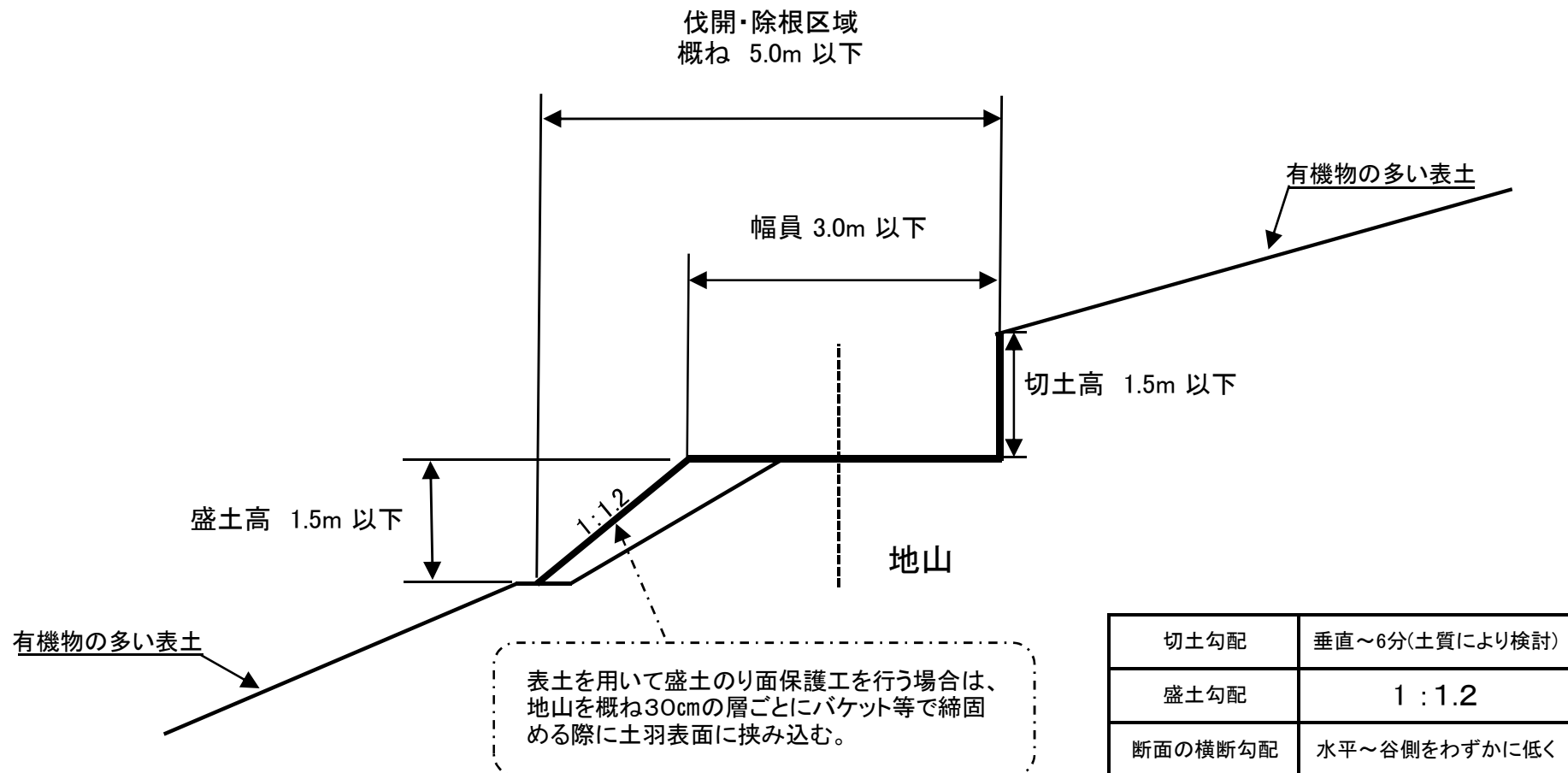
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図



特 記 仕 様 書

（林地保全に配慮した施業推進）

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書（森林作業道作設）及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （１）請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書（森林作業道作設）を遵守しなければならない。
- （２）請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- （３）請負者は、（２）で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- （４）森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

事業計画に関する技術提案

(事業名：森林環境保全整備事業（育成受光伐 南木曾 3 下山沢 複数年）)

会社名：(株) ○○建設

- ☐ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
- ☐ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
- ☐ 標記については、標準案に基づき実施します。

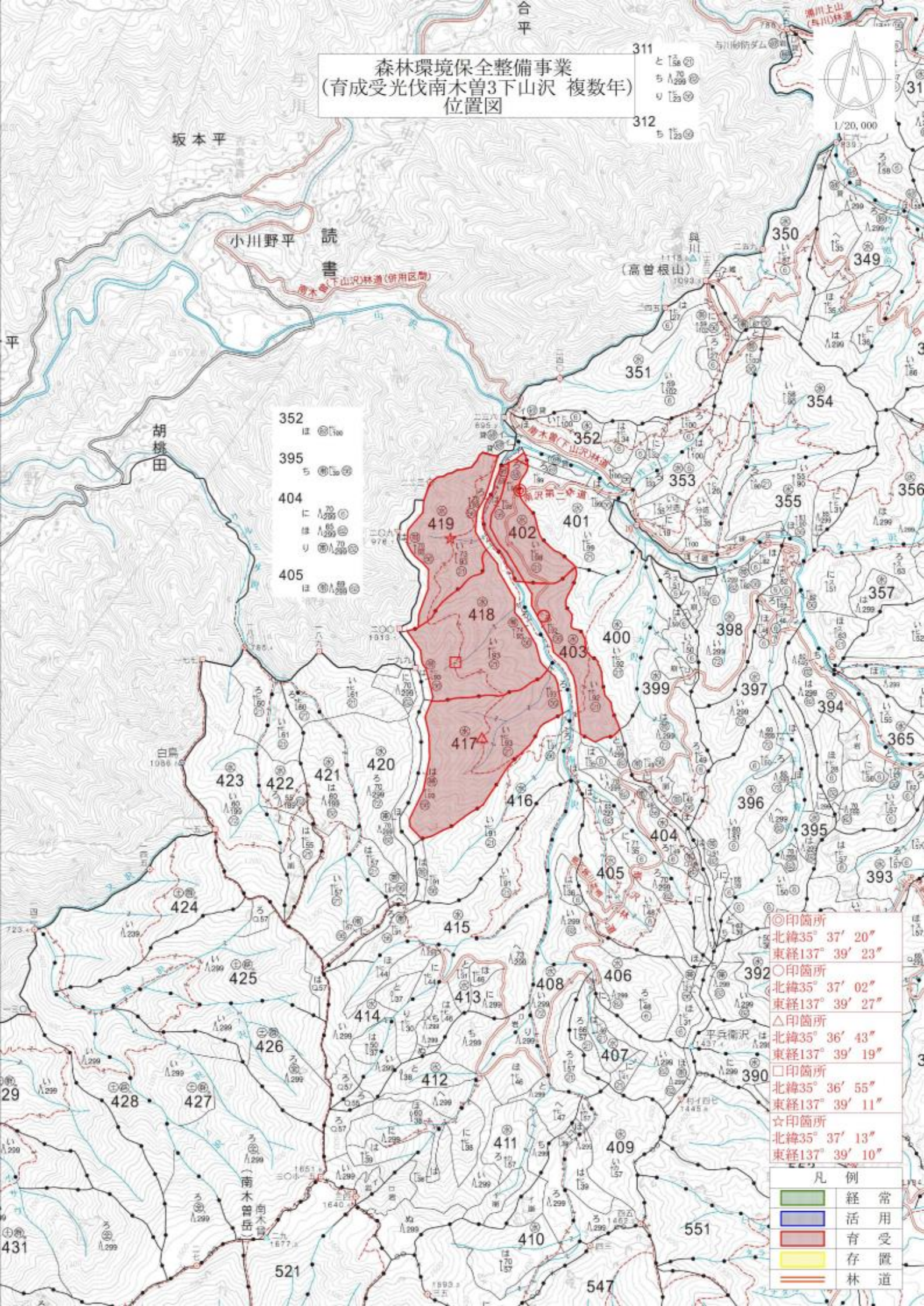
※ いずれかを■にすること。

項 目	具体的な対策方法等
・ 事業計画上の考慮事項についての工夫・提案	
・ 工程管理についての工夫・提案	
・ 低コストに向けた取組についての工夫・提案	
・ 品質管理についての工夫・提案	
・ 安全管理についての工夫・提案	
・ 作業システムについての工夫・提案	
・ 森林作業道についての工夫・提案	

(備 考)

- 1 受注者は上記の提案について、誠実に対応するものとする。
- 2 原則として、安全管理、工程管理、品質管理及び○○についての施工上の工夫に関して入札公告、入札説明書及び工事仕様書で要求されている性能等を超える対策方法等について具体的に明確な提案（「努める」「努力する」等の曖昧な提案ではないもの）を記載することとし、2 枚程度までとする。
- 3 参考図書を添付する場合は、別に 2 枚程度までとする。

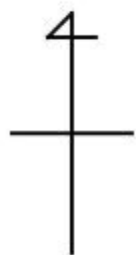
森林環境保全整備事業
(育成受光伐南木曾3下山沢 複数年)
位置図



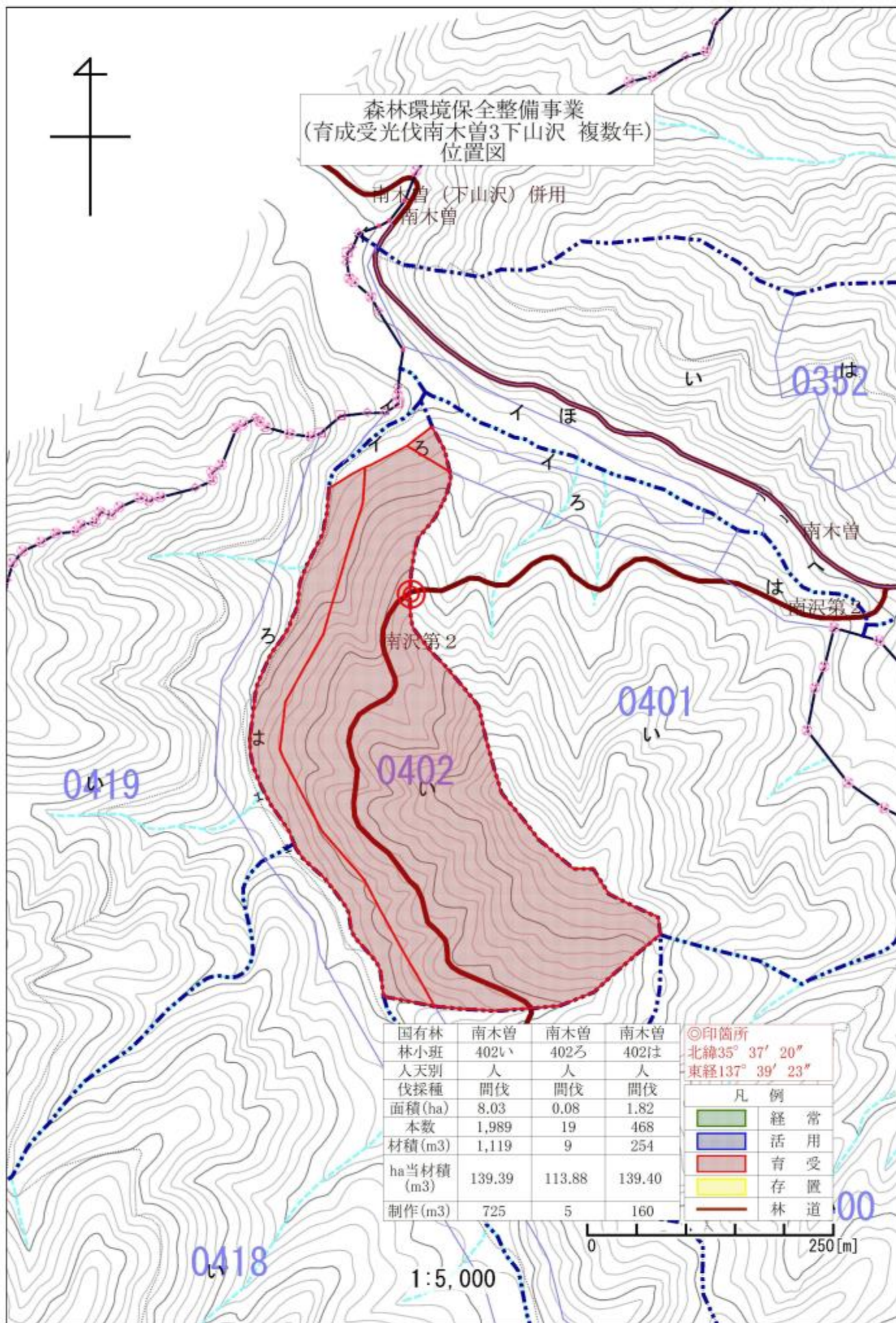
352 は ①100
395 ち ①30
404 に ①200
405 は ①100

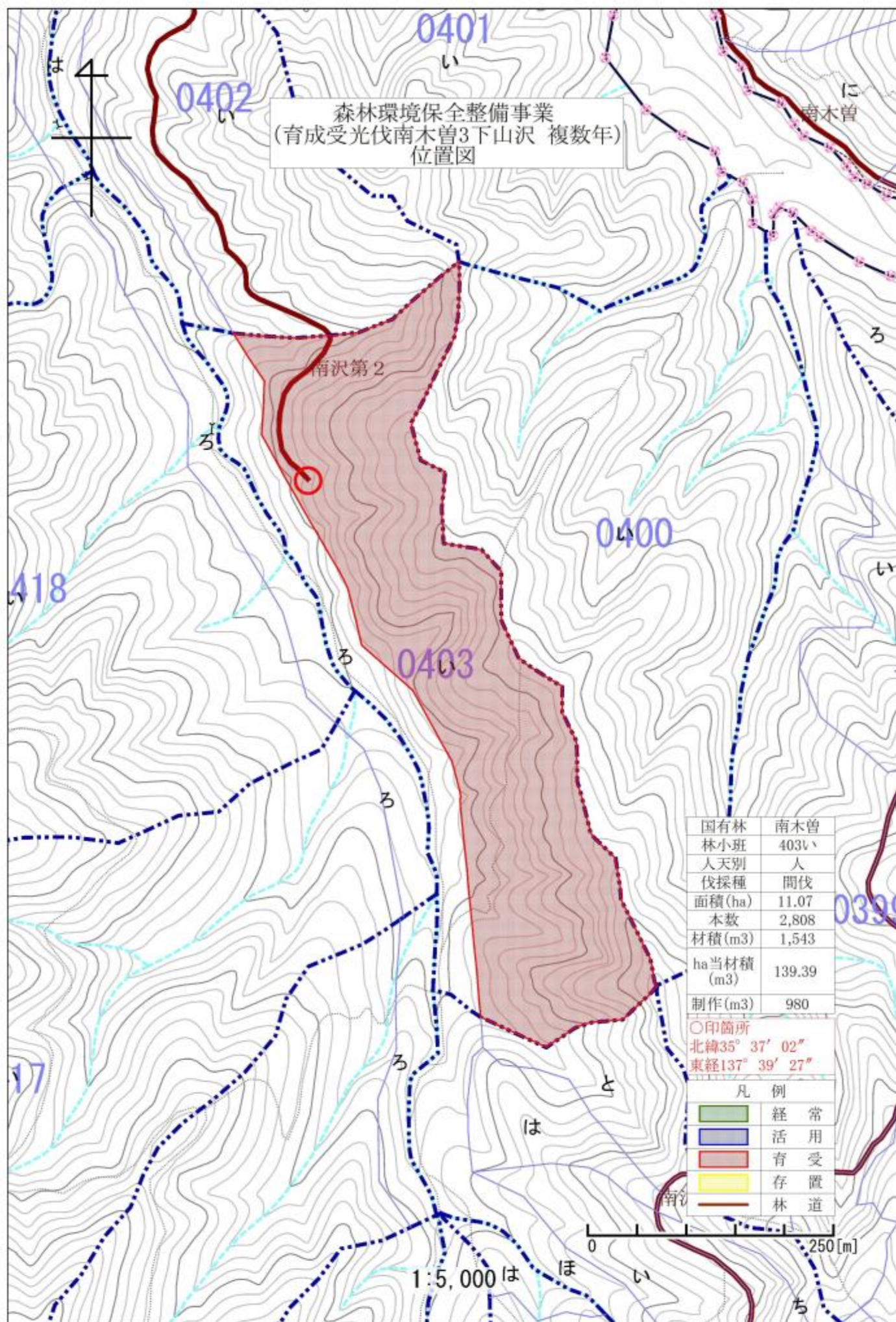
◎印箇所
北緯35° 37' 20"
東経137° 39' 23"
○印箇所
北緯35° 37' 02"
東経137° 39' 27"
△印箇所
北緯35° 36' 43"
東経137° 39' 19"
□印箇所
北緯35° 36' 55"
東経137° 39' 11"
☆印箇所
北緯35° 37' 13"
東経137° 39' 10"

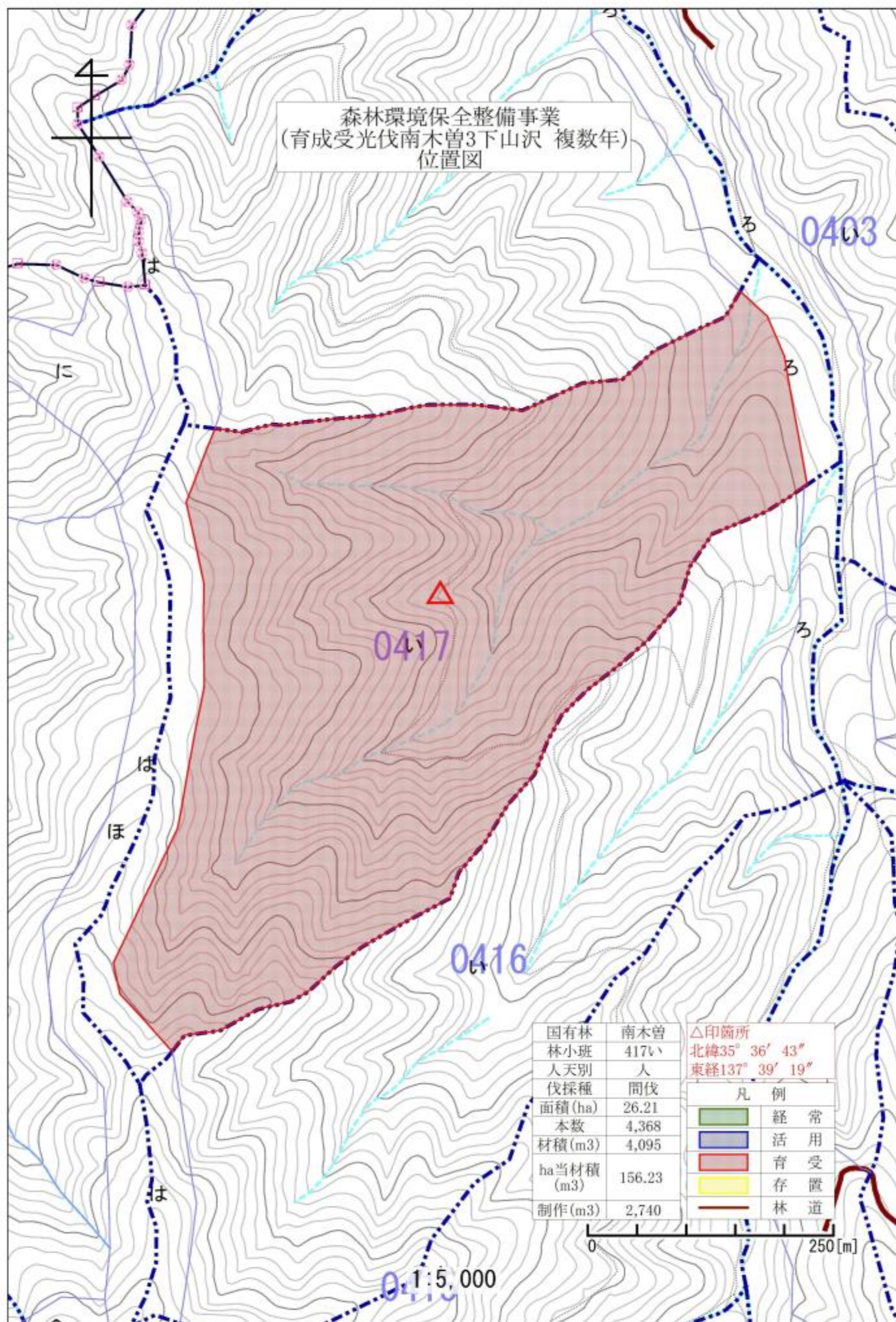
凡 例	
	経 常
	活 用
	育 受
	存 置
	林 道

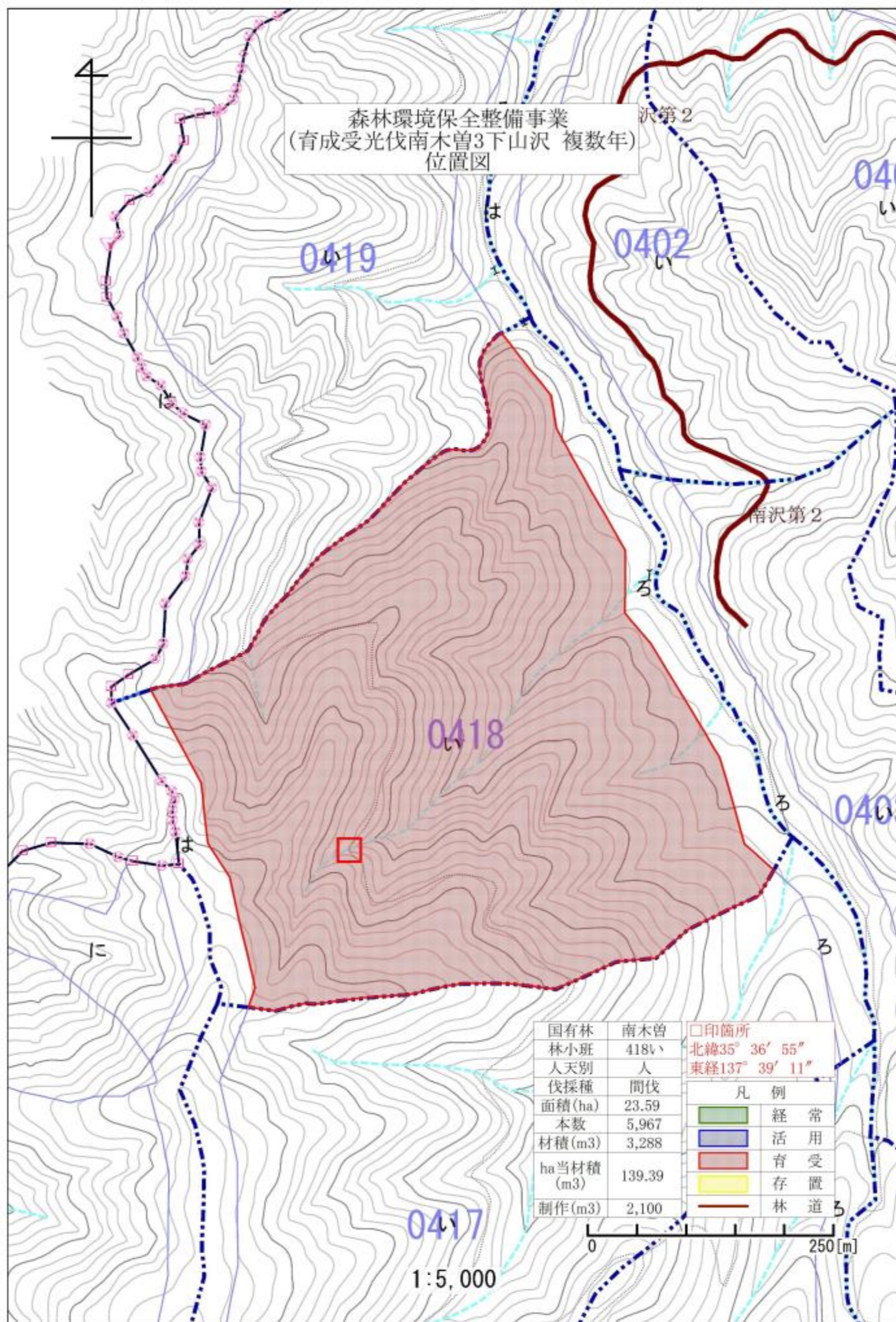


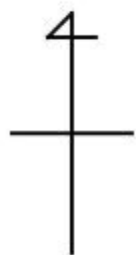
森林環境保全整備事業
(育成受光伐南木曽3下山沢 複数年)
位置図











森林環境保全整備事業
(育成受光伐南木曽3下山沢 複数年)
位置図

